



第18回 八頭町 部落解放 研究集会

ダイジェスト版

部落差別の現状と課題

～人権尊重のまちづくりへ向けて～

静岡大学人文社会科学部教授 **山本 崇記** さん

講師紹介

1980年生まれ。オックスフォード大学客員研究員。専門は社会学。地域社会や都市の在り方について、マイノリティ・社会的弱者の視点から考察・分析を進めている。主な著書に、『インターネット時代のヘイトスピーチ問題の法的・社会学的捕捉』（日本評論社、2023年）、『差別研究の現代的展開』（日本評論社、2022年）など。



今回の話のポイント

私は部落問題を中心に差別やマイノリティ（少数派）について研究しており、特に隣保館（八頭町では人権啓発センター）の調査を全国で続けています。

今回は、部落問題理解の悪循環を断つという視点で話を進めます。部落問題について学ぶことは重要であると皆さんも理解しているはずですが、「分かりにくい」「とっつきにくい」「マンネリ化している問題だ」といった印象を持たれやすい面があります。一方では、インターネット上では、同和地区（法に基づき部落差別解消のために対策事業を行っていた対象地域）に関する特定の人や地域を暴露する「アウトイング」という行為が後を絶ちません。

「まちぐるみで部落差別をはじめあらゆる差別の解消に取り組もう」を主題に、第18回八頭町部落解放研究集会が12月3日（日）に八頭町中央公民館で開催されました。『部落差別の現状と課題』人権尊重のまちづくりへ向けて』と題した講演会には約170名が参加。静岡大学人文社会科学部教授の山本崇記さんを講師に迎え、講演の様子を中央人権啓発センター及びオンラインで配信しました。講演内容を紹介します。

部落問題理解の悪循環



現在、法規制や裁判によって、そのような行為を許さない社会づくりが進められている最中ですが、私は、「人」や「地域」を具体的に想定することで、部落問題を正しく理解することができるのではないかと考えています。

近年の差別を規制する動きは当然のことですが、それがかえって、部落問題を具体的に知る手がかりとなる人や地域の事柄に対して、「言及してはいけない」「しない方がいい」



という雰囲気につながっていると思います。ただでさえ理解しにくいと感じやすいのに、部落問題について触れることが難しくなるという事です。そのため、部落問題が余計に見えることになるという、逆説的な状況が生まれるのではないかと考えています。

今日は、部落問題を正しく理解するための手掛かりとして、具体的な取り組みについて話したいと思えます。

部落差別の現状

2016年12月、部落差別解消推進法が成立し、部落差別がいまだに存在すること、情報化の進展に伴い、新たな部落差別の形態が生まれていることについて、国家的な確認がされたのは大きな変化でした。

この法律の第6条には、部落差別の実態調査について規定されています。法務省主導で4件の実態調査が行われ、結果からわかった部落差別の実態は次のとおりです。

- ▼主に差別が発生するのは
 - ① 特定の者を対象とする表現行為（インターネット上で増加）
 - ② 特定の者を対象としない表現行為（動画や投稿）
 - ③ 結婚、交際時

▼正しい理解が進む一方で、心理面における偏見や差別意識は依然として残る。

▼インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には、差別的な動機がうかがわれる。

近年の差別事象は、ヘイトスピーチ（人種、民族、性的指向などに基づいて、個人または集団を攻撃したり侮辱したりする言動）を街頭で行いながら、その映像をインターネットで配信するという、現実の社会とインターネット空間の両方で同時に発生する特徴があります。模倣的、類似的な行為も後を絶ちません。

「部落差別は放っておけばなくなるのではないか」という声もよく聞きますが、恐ろしいことにインターネットを使うか使わないか、危機感を持つかどうかに関わらず、すでにこういったことが起る社会の中で、私たちはあらゆる差別的な情報に取り囲まれているのです。

大学の授業で部落差別について取り上げると、10年ほど前までは自然に風化していくというような意見を持つ生徒が大半でした。しかし、最近ではSNSやインターネット上の怖さをよく理解している世代が入学してきているため、部落差別の現状を話すとき危機感を持って受け止める学生が多くなっています。

私たちの中の「差別意識」に向き合う

部落問題だけではなく、在日外国人、障がい者、感染症の人などに対するさまざまな差別事象が起きますが、それらは決して一部の特別な人の行動ではありません。その人たちの背後には少なくない支持者や賛同者がいますし、私たちの中にも差別意識はないでしょうか。マイノリティ（少数派）に対してモヤモヤとした感情を持っていないか、自身自身に問うことがとても大切です。そして、それはマイノリティの人と同じです。マイノリティも立場を変えればマジョリティ（多数派）になるからです。被差別部落の人でも、健常者であれば障がい者に対してはマジョリティになります。障がい者の方でも、異性愛者であれば同性愛者に対してマジョリティになります。

視点や属性によって立場が変わる中で、我々の中に差別や偏見の意識がないか点検することが、あらゆる人にとって必要ではないでしょうか。そこから新たな対話も生まれてくるのではないかと考えます。

当事者の語り頼みにならないように

最初に説明した通り、部落差別の規制は必要ですが、規制すればするほど部落問題を正しく理解するハードルは逆にながってしまい、ますます分かりにくくなるという逆説的な構造があるのでないかと考えています。法務省の通知（2018年）にあるように、どこが同和地区で誰が当事者であるかを言及すること自体が、ある種の差別行為となるため、部落問題を語ることにそのものが難しくなってしまうのです。



八頭町中央公民館で講演を聞く参加者



もちろん、当事者に経験を語ってもらうことはできませんが、マイノリティが自らの出自や性的指向、障がいなどをカミングアウト(告白)するときに、命がけの勇気が必要なこともあります。とはいえ、具体的なことがないといえどもわかりません。皆さんも、さまざまなマイノリティ当事者の方の話を聞くほうがリアリティや感動もあり、話が入ってきやすい部分もあると思います。話す側にリスクや負担があるということを理解し、当事者の語り頼みにならないように気を付ける必要があります。

鍵となる5つの取り組み

では、具体的にどういった取り組みが部落問題を理解する手掛かりになるのか、5つ紹介します。

① 部落差別の新たな語り方

当事者や当事者に寄り添う人たちが自分の思いを自分の言葉で語る取り組み。インターネットや地上波での番組放送も増えてきている。

② 伝統や文化の発信

地域の伝統や文化をポジティブに発信する取り組み。

事例 伝統的な技術が受け継がれた革靴の紹介動画。同和地区と直接表現はしていないが、そこを入り

口として被差別部落の職や技術が文化的にも重要であることを知ることができている。

③ 新しいまちづくり

当事者とよそ者によるオープンなまちづくりの取り組み。

事例 大学キャンパスが同和地区に移転し、学生と地元住民が地域の文化や歴史を積極的に発信していることと交流をしている。キーワードは「この町が好きだから」。

④ 隣保館の活用

人権・福祉資源である隣保館(全国約800館)を、差別解消の拠点だけではなく、啓発や教育を空洞化させない交流の最前線として最大限に活用していく取り組み。

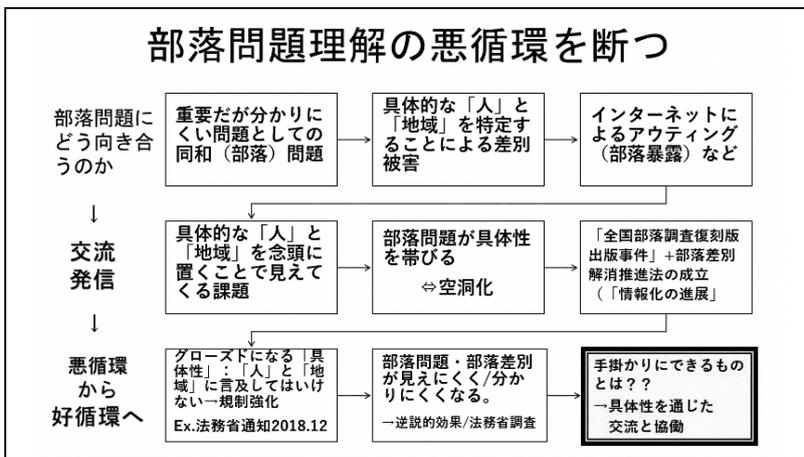
⑤ 地べた(地域)での対話

人権問題について顔が見える関係の中で対話する学習会の取り組み。対話のルールを決めて安心して語り合える場をコーディネートすること、そして継続することが人権の基礎体力をつけていく、最も重要なポイント。

事例 病院や役所への送迎を行う外出支援事業。高齢者の居場所づくりとして、誰でも利用できる100円モーニング。

以上5つの取り組みから、交流と発信が非常に重要であることがわかります。これらは部落問題理解に付きまとう悪循環を断ち、好循環の方向へ向かっていく大切な要素になると思います。

部落問題理解の悪循環を断つ



本町も毎年「人権問題学習会」を全集落で開催しています。安心して話し合うルールを設けて学習会を継続しており、とても大切な取り組みといえます。

講演会アンケートの感想を紹介します

「近年の動向がよく分かり、各地域の取り組みも初めて聞くことが多くあつて勉強になりました」

「日常の中でいつ部落差別にであうか分かりませんが、こういった講演会を聞いて知識を付けたうえでアンテナをはり、間違っているときは間違っていると伝えることが大事だと思いました」

「(中略)小さいころから部落差別を勉強するうえで歴史はもちろん差別される側の気持ちを考えることが主でしたが、両方の思いを持って差別に対する自分の思いをより考えていきたいと感じました。山本先生の話は今の学生の考えが交えてあり、今の時代と自分が学生の頃の考え方を照らし合わせながら聞くことができました」



各種教室開催のご案内

健康体操教室

体力に自信のない方やはじめての方も気軽にできる簡単な体操を行います。日ごろの運動不足解消や筋力低下防止におすすめです。



- 日時** 2月19日(月)14:00～(1時間程度)
- 会場** 船岡人権啓発センター
- 講師** 中田 昌子さん
- 参加費** 無料
- 持ち物** タオル、飲み物
- 問い合わせ** 船岡人権啓発センター ☎73-0030

生花教室

花の香りに包まれて心安らぐ癒しのひとときを過ごしませんか。お仕事帰りにも参加できます。季節の生け花を楽しみましょう。



- 日時** 2月28日(水)19:30～(1時間半程度)
- 会場** 郡家人権啓発センター
- 講師** 松田 きし子さん
- 参加費** 1,000円
- 持ち物** 花器、剣山、はさみ
- 申込期限** 2月14日(水)
- 問い合わせ** 郡家人権啓発センター ☎72-2672

ほんわかカフェ

冬は屋外での活動が減り、家で過ごす時間が増えていてはないでしょうか。

中央人権啓発センターで温かい飲み物を飲みながら、読書、編み物、お話などをして一緒にのんびり過ごしませんか。



カフェでは、福祉推進員と生活相談員が日常生活の困りごと相談にも対応します。ご近所・ご友人同士お誘い合わせのうえ、ぜひご来館ください。

- 日時** 2月6日(火)、14日(水)、19日(月)、29日(木) 13:30～15:00
- 会場** 中央人権啓発センター
- 参加費** 無料
- 問い合わせ** 中央人権啓発センター ☎84-3496

健康ヨガ教室

東洋医学の考え方を取り入れたポーズをゆっくりと時間をかけて行う「陰ヨガ」。深呼吸や瞑想によりリラックス効果が得られます。ヨガマットとヨガブロックはお貸しできますので、初めての方も気軽にご参加ください。



- 日時** 2月24日(土)
3月9日(土)、23日(土)
各回19:30～(1時間程度)
- 会場** 中央人権啓発センター
- 講師** ニシダ マイさん
- 参加費** 無料
- 持ち物** 飲み物、タオル、ブランケット
ヨガマット、ヨガブロック(貸与あり)
- 問い合わせ** 中央人権啓発センター ☎84-3496